

令和7年度南陽市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に規定する移住支援事業の実施に基づき、市長が予算の範囲内で交付する移住支援金について、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和42年規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、県実施要領第5の1（1）に定める要件を満たす者とする。この場合において、当該要件中「転入先の市町村」及び「市町村」とあるのは「本市」と読み替えるものとする。

2 県実施要領第5の1（1）④に規定する関係人口として認める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 支給対象者の要件 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 市内に通算3年以上居住又は勤務した経験のある者

イ 過去5年以内に本市にふるさと納税の実績がある者

(2) 地域の担い手確保の要件 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 農林水産業に就業する者（事務局専任除く。）

イ 家業を継承する者（3親等内の親族が営む事業）

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算するものとする。

(1) 2人以上の世帯 100万円

(2) 単身の世帯 60万円

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付を申請しようとする者は、令和7年度南陽市移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 別表に掲げる証明書類等

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、当該申請に係る移住支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付を決

定し、令和 7 年度南陽市移住支援金交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査等により、当該申請に係る移住支援金を交付することを不適当と認めるとき、又は予算上の理由等により当該年度において移住支援金を交付することができないときは、令和 7 年度南陽市移住支援金交付申請却下通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（報告及び立入調査）

第 6 条 市長は、移住支援事業の実施状況等を確認するため、必要があるときは、移住支援金の交付を受けた者に対し、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第 7 条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、それぞれ当該各号に定める移住支援金の額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に本市から転出した場合 全額
 - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（就業の場合） 全額
 - (4) 県実施要領に基づく交付決定を取り消された場合 全額
 - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に本市から転出した場合 半額
 - (6) その他市長が返還の必要があると認めた場合 市長が別に定める額
- （その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

区分	証明書类等
申請者全員が提出を必要とする書類	(1) 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類） (2) 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類） (3) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、店番号及び口座名義人）が確認できるものに限る。）
移住支援金（就業の場合）申請者のみ提出を必要とする書類	就業先企業等の就業証明書（様式第2の1号）等（雇用形態、応募日等を確認できる書類）
移住支援金（テレワークの場合）申請者のみ提出を必要とする書類	(1) 所属先企業等の就業証明書（様式第2の2号）等（テレワークにより勤務していることを確認できる書類） (2) （個人事業主・フリーランスの場合）就業時間の証明書
移住支援金（テレワークの場合）申請者である法人経営者及び個人事業主のみが提出が必要な書類	(1) 業務の取引に係る業務委託契約書や注文書（発注書）、注文請書（受注書）の写し等（移住前から移住後（申請時点）にかけて業務を受注していることが確認できる書類） (2) 法人経営者：履歴事項全部証明書（発行後3月以内のもの）の写し等（移住前に開業し移住元で行っていた業務を移住後も継続していることを確認できる書類） (3) 個人事業主：開業届出済証明書（発行後3月以内のもの）の写し、及び、開業・廃業等届出書の控えの写し等（移住前に開業し移住元で行っていた業務を移住後も継続していることを確認できる書類）
移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出を必要とする書類	起業支援金の交付決定通知書
東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた者のみ提出を必要とする書類	(1) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

	(2) 東京 2 3 区内の大学等への通学期間を通算する場合は、当該大学等に在学していたことを証する書類
東京 2 3 区以外の東京圏から東京 2 3 区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出を必要とする書類	(1) 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類) (2) 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)
2 人以上の世帯のみ提出を必要とする書類	移住元の住民票の除票の写し(申請者を含む 2 人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)